

芦田川水系河川整備アドバイザー会議 公開規定

（目的）

第1条 本規定は、芦田川水系河川整備アドバイザー会議（以下「会議」という。）の議事内容について、整備計画の変更を伴う場合に地域住民等への周知を図るため、公開の方法を定めるものである。

（会議開催の周知）

第2条 整備計画の変更を伴う会議の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局及び福山河川国道事務所ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

（会議の公開）

第3条 整備計画の変更を伴う会議は原則公開とし、傍聴に必要な事項は別途定める。

2 会議で委員に配布される資料は、貴重な生物種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料を公表する。

3 会議の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、HPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

（その他）

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、会議で定める。

附則

（施行期日）

この規定は平成26年10月16日から施行する。